

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊豆の国市長 山下 正行

市町村名 (市町村コード)	伊豆の国市 (222259)
地域名 (地域内農業集落名)	大仁中山間地区 (田中山・下畑・浮橋・田原野・長者原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大仁東部に位置する山間地域であり、田中山集落の畑地帯と深沢川一帯を中心とする浮橋・田原野・下畑・長者原集落の平坦地に広がる水田・畑地帯からなる。

田中山の畑地帯は、小規模草地開発などの基盤整備が進められ、すいか、だいこんなどの露地野菜の生産や畜産等が行われている。また、冬のだいこん干し風景などは、地域の風物詩となっている。

深沢川一帯を中心とする水田・畑地帯では、農村総合整備モデル事業等により基盤整備が進められ、水稻を主体とする生産が行われている。

担い手の高齢化による離農が懸念されるため、新たな農地の受けての確保が必要である。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

具体的には、以下の課題が出された。

(集積・集約に関すること)

- ・企業体を作り農地を集約する。

(農業水利施設に関すること)

- ・集約するために区画を整備する。
- ・不整形な畑を整える。

(経営体の確保・育成)

- ・個人経営から法人の集落営農型へ変更する。
- ・米価が低く、コストが増え、農業経営を維持することが困難。
- ・作物の販売単価を上げてほしい。
- ・新規就農希望者が増えるよう魅力を伝える。
- ・農業機械の共有化
- ・共同無人売り場の活用

(2) 地域における農業の将来の在り方

田中山の畑地帯は、小規模草地改良事業や県営農免農道事業により整備された農地が中心で、深沢川一帯を中心とする平坦地の水田・畑地帯は、農村総合整備モデル事業等により整備された農地が中心となっている。

今後は、土地改良施設の整備を推進するとともに、地産地消を柱とした安全・安心な農産物の生産と耕畜連携による飼料作物の生産定着・拡大、たい肥の有効利用等を推進し、農地としての利用を確保する。

また、畜産は、畜産クラスター等の補助金事業を利用し、肉牛の品質向上・頭数維持を支援する。

地域内外から農地を利用する新規就農者を積極的に受入れつつ、地区内の農業を担う者を中心に、できる限り農地を維持していく。

さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	-	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
各地区の農業委員を主体に農地利用最適化推進委員と協力し、意向調査等を実施し、土地の自然条件、農用地の保有、利用状況、農業の実施状況等を把握し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業法人等の担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手不足で問題となりうる荒廃農地の解消に努めるため、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、担い手農業者が効率的な生産が行えるよう農地利用調整の取組を推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
小規模草地改良事業や県営農免農道事業等により整備された畑地帯は、農道整備は完了しているものの、老朽化による路面損傷が著しく、通作に支障をきたしているため、今後も農道の路面改良等の基盤整備を推進していく。 農村総合整備モデル事業等により整備された水田地帯では、農業生産性の維持・向上を図っていく。 また、担い手のニーズ(不整形な畑の基盤整備や畦畔撤去による狭小区画の解消など)を踏まえ、必要な際は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
小規模現況農家は担い手とともに地域農業を支える重要な役割を担っているため、県やJA等の関係機関と連携し、営農指導等の支援を推進する。また、新規就農や企業の新規参入の促進を行い、栽培技術や生産する農地の相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開し、担い手農業者の確保・育成を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。
③水田において、ドローンを活用した共同防除などによるスマート農業を展開し、効率性を上げる。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業用の駐車場などの農業用施設の集約化を進める。